

「応援しています」

川崎いのちの電話 支援者紹介



山村 弘樹さん

東洋ロザイ株式会社社長

開局間もないときから川崎いのちの電話へのご支援を頂いている、東洋ロザイ株式会社の一角で、工業炉の設計・施工・メンテナンスなどを手がける会社です。1961年に東洋炉材工業所として事業開始以来、来年創立50周年を迎えます。創業者で社長の山村弘樹さんにお話を伺いました。

一人からのスタートの創業時は言うまでもなく、その後も幾多のご苦勞をされた中で、一人の人間は弱いものだが、誠実に行動して周囲の方々の支援を受け、真剣にその恩に返していくことで道は開けていくものと実感されたそうです。「今、生かされていることに感謝し、真剣に生きその恩

に報いよう」は、社長室に社是とともに掲げられている“十八訓”のひとつですが、山村さんの生き方がそのまま伝わってくる文章だと感じました。川崎いのちの電話を支援するきっかけとなったのは、ライオンズクラブ活動だったそうですが、ご支援頂いて24年になりましたと伝えますと、いのちの電話の皆さんは、本当に良くやってもらっているとお褒めを頂きました。「しかし、ボランティアや民間の力だけでは限界があるので、国、市などの行政がしっかりフォローするようにしないとだめだ。いのちの電話を続ける上で一番大切な電話相談員の人たちが、報われるようにならないものか、皆さんが安心

して相談を続けていけるような施策を実施すべきだ」とのお考えも話されました。社会の中で、他の人を支える活動の心構えをお聞きしたら、「企業の活動でも同じだが、原点は、信頼を得ることにある。信頼を得るには時間がかかることを肝に銘じて」との答が返ってきました。私達の活動に貴重なご示唆を頂いた山村さん、これからもご支援をよろしくお願い致します。

インフォメーション

■相談員募集概要

2011年度(26期生)相談ボランティア(電話相談員)を募集いたします。あなたも参加しませんか?公開講座はどなたでも参加できます。相談員になるためには、基礎講義と養成講座の一年半の研修が必要です。

■公開講座(基礎講義)■

受講資格:20歳以上
日程:2011年2月10日から毎週木曜日(全6回)
(2/17、24、3/3、10、17)
時間:18:30~20:30
受講料:6,000円
会場:武蔵小杉・溝の口周辺(基礎・養成共通)
申込:2011年1月から

■養成講座■

応募資格:年齢23歳~61歳(2011年4月現在)
基礎講義を受講された方
研修期間:2011年5月~2012年8月
時間:18:30~20:30
研修費用:53,000円(宿泊研修費は別途必要)
申込受付:基礎講義会場にて
※詳細は募集要項を必ずご覧ください。

【問合せ】社会福祉法人 川崎いのちの電話事務局

TEL:044-434-0253 FAX:044-411-4891 <http://kawasaki-inochinodenwa.org/>

*詳細は決定次第ホームページに掲載予定。

*募集要項(申込用紙)は市役所、区役所、図書館等の公的場所でも入手するか、事務局までお問い合わせください。

川崎いのちの電話主催「自殺防止対策事業公開講座」入場無料

精神科医 香山 リカ氏 講演会「心豊かに生きるということ」

【日時】2010年12月17日(金) 開場18:00 開演18:30

【場所】川崎市総合自治会館(川崎市中原区小杉町3丁目1番地)

JR南武線・東急東横線・目黒線「武蔵小杉駅」徒歩7分

JR川崎駅西口北バスターミナルから東急バス 溝の口駅行・市民ミュージアム行・川崎営業所行「中原区役所前」下車すぐ前

【問合せ】川崎いのちの電話事務局 TEL:044-434-0253(月~金 10:00~17:00)

※香山 リカ氏:精神科医、立教大学現代心理学部映像身体学科教授。社会批評、文化批評、書評など幅広く活躍し、現代人の“心の病”について洞察を続けている。

寄付感謝報告

2010年6月
2010年9月

川崎いのちの電話のために、温かい資金援助をいただきました。心から感謝し、ご報告いたします。この事業の発展にこれからもご協力くださいますようお願い申し上げます。

【個人】	横内礼子(7月)	渡辺三男	初山勝雄	中村幸代	西美恵子	豊田君子
(6月)	石川俊恵	中村泰夫・文子	吉野八重子	原勝代	西村治人	安藤資次
小林峰子	山鹿文子	山中光子	村上カズコ	近藤俊朗	安藤義雄	近藤俊朗
小山正武	河合真	五十嵐みつこ	市川功一	宮内純子	堀洋子	
和田義盛	広島晴美	高橋久美子	小山稀世	山田美和子	相馬修一	
白井香代子	田玉由希子	箕輪敏行	越畑正	(8月)	匿名1名	
百々文雄	平林美枝子	岡本良子	松岡信子	藤崎とみ子	(9月)	
安田和弘	芋川マリ子	佐藤節男	小坂幸三	浅田美子	近藤俊朗	K.S
高橋勉	鈴木清	大久保静子	三枝基行	島田恒	大槻弥栄子	井田肇
若泉徳栄	尾根恒	三宅晶子	梶川明美	井上美千代	仁上喜久夫	猪俣郁子
小島良子	森岡きぬ	河合喜代子	徳田勢津子	小倉知	功刀峰子	渋谷初美
山田美和子	柴田武子	吉越サチ子	林陸郎	横山妙子	豊後秀長	太幡世記子
伊藤真人	近藤俊朗	有馬純子	松岡光子	長塚いつ子	糸山恵美子	藤野宏子
城野真澄	手塚恵美	森清	村田紀子	内田三枝	藤田道夫	豊後秀長

【法人及び各種団体等】 寂門寺 (有)すし勘 東洋ロザイ株式会社 神奈川県精神保健福祉協会 司法書士河野事務所 川崎市教職員組合 幼きイエス会田淵調布修道院 川崎白百合ライオンズクラブ NSKマイクロプレジジョン株式会社 川崎市医師会 川崎中原ロータリークラブ 東芝ソリューションズ労働組合

【10万円以上の個人・法人及び各種団体等】 国際ソロプチミスト川崎(10万円) 川崎リパティライオンズクラブ(10万円)

株式会社東科精機(10万円) 大本山川崎大師平間寺(10万円) 川崎いのちの電話製作部(30万円)

【募金箱】

募金箱の設置で以下の場所にご協力いただきました。ありがとうございました。

喫茶ほっと 第35回日本自殺予防シンポジウム会場

合計 1,766,752円

編集後記

奈良センターの広報紙は、全国で唯一の月刊紙だったが、この春から旬刊紙に変わった。スタイルも、タブロイド版の白黒刷りから、A4版のカラー刷りにと、目を見張る大変身を遂げた。もちろん、紙面の構成・内容にも色々な工夫が凝らされ、広報を担当されている方々の思いが伝わってくる。私達もみんなに読まれる広報紙への模索を続けていきたい。(S.M)

特集に登場していただいた明石洋子さんの著書「自閉症の息子と共に・・・ありのままの子育て」を読み、ノーマライゼーションってこういうことなんだ!と、はたと膝を打った私です。子育ての苦労というより、洋子さんのめげない明るい日常と、今は川崎市職員として働くご子息、徹之さんの成長の記録です。自閉症への理解も深まります。興味のある方はご一読を。(N.T)



VOL.70

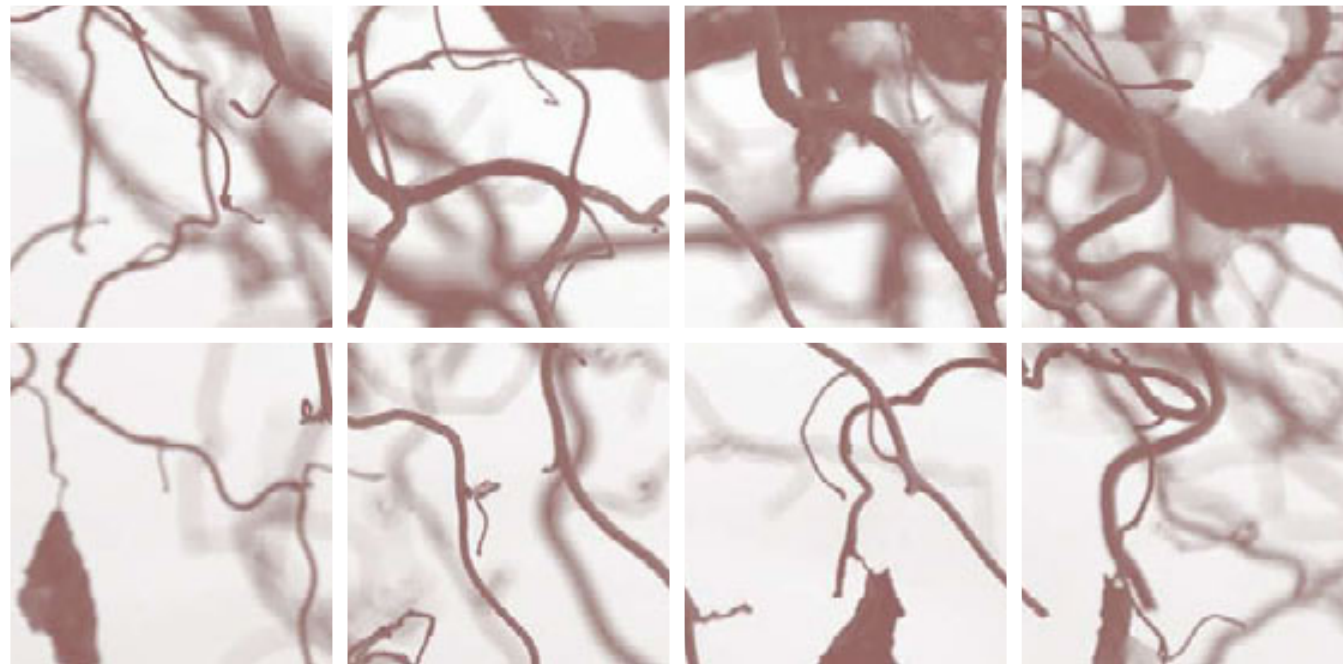
2010

WINTER

川崎いのちの電話

Kawasaki inochi no denwa

ひとりで悩まずに☎ 044-733-4343



CONTENTS

特集

「ノーマライゼーション」

並木 隆氏 NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター 理事長

明石 洋子氏 同上 副理事長・川崎市自閉症協会 会長

星野 ノリ氏 NPO法人あやめ会(川崎市精神障害者家族会) 理事長

川崎いのちの電話 支援者紹介

「応援しています」山村弘樹さん 東洋ロザイ株式会社社長

インフォメーション

相談員募集概要

精神科医 香山リカ氏 講演会「心豊かに生きるということ」

社会福祉法人 川崎いのちの電話

事務局:〒211-8690 川崎市中原支店郵便私書箱17号

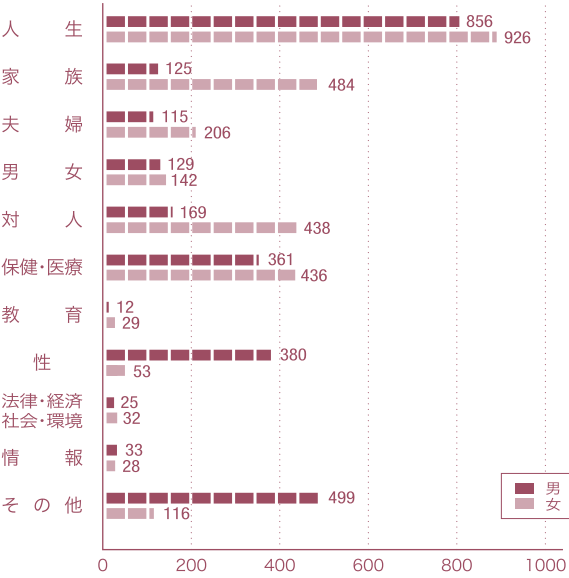
電話:044-434-0253

発行人:近藤俊朗

編集:川崎いのちの電話広報部

URL:<http://kawasaki-inochinodenwa.org/>

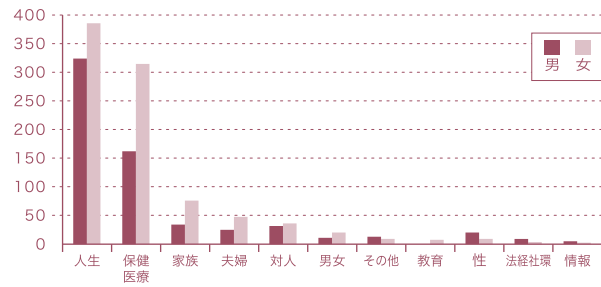
内容別・性別受信状況 (2010年5月~8月)



受信状況	2010年5月~8月
総受信数	6,887 件 (1日平均 56.5件)
相談数	4,981 件 (1日平均 40.8件)
自殺志向	436 件

内容別自殺志向件数 (2009年)

(2010年度事業案内より)



川崎いのちの電話で対応した中で自殺志向があった相談を内容別に示した。「人生」「保健・医療」の相談が全体の8割を占めている。男性の大多数は人生(仕事や生きがいを含む)に苦悩し、女性は加えて病に苦しみ、死をも考える相談が多いことがうかがわれる。

特集

「ノーマライゼーション」

◀◀ 出席者

NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター 理事長 並木 隆 氏
 同上 副理事長・川崎市自閉症協会 会長 明石 洋子 氏
 NPO法人あやめ会（川崎市精神障害者家族会） 理事長 星野 ノリ 氏

施設から地域へ

□ノーマライゼーションとはどのような社会なのでしょう？

明石：「息子は2才の時、重度の知的障害をもった自閉症児として障害を宣告され、私は、不幸な子を持つ不幸な親、と絶望しました（37才の今でも知的障害と発達障害を持っていますが、就労し自立しています）。30数年前、孤独感にさいなまれ仲間が欲しくて自主運営した地域訓練会で、専門家から、ノーマライゼーションという理念を教えてもらいました。それまで障害者の幸せは施設の中にあると思っていましたから、『施設を解体し、地域の中で』はまさに目からうろこでした。息子を治療訓練してノーマル（普通児）にしたいと思っていた私に、『息子さんを普通にするんじゃない。障害がある人たちを社会から排除する社会はアブノーマルな社会で、障害がある人もない人も共に生きる社会がノーマルな社会。そのような社会にするのがノーマライゼーション』と言われたんです」

□障害がある人もない人も、一緒に地域で生きていける社会ですね

明石：「息子と地域の中で共に生きていけるんだとすごく嬉しかったです。考えてみると、家族や地域から切り離されて、特別な場（施設）しか選択がないことが不幸なのであって、障害があっても、同年代の人と同様に豊富な選択肢があれば不幸ではないのです。選択肢を広げようと、ノーマライゼーションの実現を願って推進活動を30年以上続けています。でも、今ノーマライゼーションが浸透しているかというはまだまだですね。自閉症は文字からくる誤解も多く、心のバリアフリーには程遠いものがあり、啓発が必要ですね」

誤解と偏見

□精神障害を持つ方たちはどう感じていますか？

星野：「精神病というのは隔離されていた時代が長くて、

精神病を障害と思ってもらえず、身体、知的障害の方たちと福祉の面でも、同じように扱われていませんでした。あやめ会（川崎市精神障害者家族会）で地域活動支援センターの場所を借りる時に、場所を提供してくださった方はいたんですが、近隣の方が『ここには小学校もあるし老人施設もあるのに、なぜ危険な人たちの施設を作るんですか？』と言われるんです。そのような危険なことはありませんと皆さんに頭を下げて、やっと了解をいただきました」

□ノーマライゼーションとはまったく逆の社会環境ですね
 星野：「一般社会はまだまだそんな感じです。あやめ会ではほとんどの方が統合失調症です。一見した感じでは病気とはわかりませんが、幻聴や幻覚に悩まされていますし、対人関係を上手にとることができません。仕事も同じ作業を何時間も続けることができず、なかなか長続きしないのが現状です。すると周りから『どうして五体満足なのに、仕事を続けられないの？』と言われてしまうんです。病気だということをなかなか認めてもらえない。それがみなさん共通した大きな悩みですね」

ここからが健常、ここからが障害ではなく

□社会の中で偏見や差別は根強いですか？

明石：「障害者の作業所やグループホームの家を借りるのに苦労した時代も長くあり、自閉症に対する誤解と偏見に悩まされ続けました。でも、息子のことを障害者としてでなく人として知ってもらうだけで周囲が変化して、地域で生きる場が少しずつ広がりました。今は普通級にも、6.3%（文科省の調査データ）の子どもが自閉症等発達障害を抱えていることもあって、身近な障害として認知され始めてきました。ここからが健常、ここからが障害、という線はなく、みんなが違いを認めあう社会になるのがノーマライゼーションの第一歩です。今までの障害の概念は<医学モデル>で障害者本人の

ノーマライゼーションって何？言葉は聞いたことがあるけれど、具体的にどうということ？という方、多いのではないのでしょうか。数年前に神奈川県松沢知事から「障害のある人もない人も、同じ社会の一員として共に暮らしていく。そうした心豊かな地域社会を築いていくため、障害者の自立と社会参加への理解を深めていきたい」という話を聞きました。川崎市の障害者の暮らしは？地域社会の理解は？制度は？それらについて、かわさき障がい者権利擁護センター理事長、川崎市自閉症協会会長、川崎市精神障害者家族会理事長にお話をうかがいました。



並木 隆氏

みを治療訓練していたのが、現在は<社会モデル>になって社会がどう受け入れるか（環境整備）によって、障害が重くもなり、軽くもなるということですから、周囲の理解が第一ですね」
 並木：「私の場合は、知的障害を持っている娘がいますが、本当の理解はしてもらってないんじゃないかと、今でも思っていますよ。家族だけでやっていくしかないと思う時もあります。だから自分たちだけで抱えてしまっ、自殺なんかも考えてしまったりするんでしょうね。本当に切ないのは、ひとりで頑張らなきゃいけない状況に追い込まれてしまうことです」
 明石：「自閉症児の子殺しや無理心中が後を絶ちません。悲しく思います」
 星野：「新聞の記事を見ると、胸が痛みますね」

家族が勇気を持って

□家族だけで孤立させては絶対にいけませんね

明石：「孤独感の解消の第一歩は仲間作り。思いを共有した仲間で力を合わせて地域に呼び掛けていくという活動を続けてきました。地域に出て10人の方に声をかけるとほとんどの人は無関心ですが、ひとりぐらいは理解者がいてくれるんです。でもそのひとりが無関心の方を理解者に変えてくれたりする。だから障害児の親が勇気を持って一歩踏み出ることが大事だって」
 並木：「明石さんが親について明るい面をお話しますから、僕が暗い面をお話しますね（笑）。障害を持っているお子さんが運よく入所施設に入れたとなると、親は喜

んで子どもは施設に預けたままで、障害者の子は最初からいないことにしてしまう。もう重荷を下ろしちゃったってことになる」
 明石：「障害を持っている子どもを重荷って思うのは、当事者から人権侵害と言われました」
 並木：「極端な話、親が面倒をみるのが嫌で入所施設に入れてしまっ、30数年も施設に押し込まれてしまう。そんな事例はたくさんあります」
 明石：「昔、脳性まひの方から『親が敵』という言葉を受け、当事者性を学びました」

出会って、触れあって、知る

□現状を変えるためにはどうすれば？

星野：「精神病の人は入退院を繰り返しながら、だんだん入院期間が長くなるんです。これをどうにかしようと、アクト（ACT: Assertive Community Treatment 包括型地域生活支援プログラム）という活動が立ち上がりました。地域の中で10人程の医療スタッフ、福祉スタッフ、ボランティアを含めたグループを作って、100人ぐらいの精神病患者さんをケアしながら地域で生活させようという活動です。やっとそういう状況なので、精神病にとってはノーマライゼーションはまだまだこれからですね。偏見がすごいんです」
 明石：「小学校時代、『勉強に邪魔だ』と普通級の保護者の方からも言われました。しかし相手をせめることはできませんでした。自分の経験から、差別や偏見、同情、憐れみとかは、知らないから起きるのですね。ですから



星野 ノリ氏

長期間じっくりつきあうことで、理解者や支援者に変わります。必要なのは同情や憐れみではなく、正しく理解して支援してほしいという本人の気持ちを分かってもらうには、とにかく知ってもらうこと、啓発活動が一番大切だと感じます。価値観の転換には、出会って、触れあって、知る、それが必要なんです」



明石 洋子氏

本人主体のための合理的配慮

□管理や強制ではない、本人の自己決定がノーマライゼーションの思想ですが

並木：「権利の問題で言うと、合理的配慮という言葉があります。身体障害のかたは外からもわかる障害なので社会の対応、つまり合理的配慮の内容はすぐに分かります。ところが発達障害や精神障害の方には、どう支援（合理的配慮）すればよいのかすぐにはわからない」

□その場合の合理的配慮とは？

明石：「息子の場合は『きれいにしなさい』と抽象的な言葉で言っても分かりませんから、具体的に何をするか伝えること。また複雑な言葉では理解できませんが、視覚的な手がかりがあれば理解でき、経験することに

よって意味が分かる。支援方法として、具体的・視覚的・肯定的な関わり方が合理的配慮ですね。それをふまえて、見て分かる・意味が分かる選択肢を並べ、本人に選ばせることで自己決定ができるんです」
 並木：「私たち特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターは、権利擁護の問題を取り扱っています。成年後見制度の後見人でさえこの合理的配慮に欠けている人がいるわけですよ。本人の身になってどう対応できるかというのは、当然後見人だったら考えなければいけない問題ですが、後見人自身が障害者の前に立ちほだかつて排除してしまう」
 明石：「障害者の権利条約では成年後見制度自体、本人の意思を代行してしまっているのでは人権侵害ではないかと言われています。障害者の自己決定や本人主体ということを考えると、矛盾をはらんでいますから、制度自体の見直しを迫られています」
 並木：「私たちは障害の子を持つ親だから出来るような後見制度を目指しています。本人の身になってやる成年後見制度です」
 明石：「人から、息子は私がいるから幸せねって言われたりもしますが、親亡き後でも幸せな人生を保証してあげたいと権利擁護センターを設立しました。障害者が親亡き後でも生きて行けるシステム作りは、スタートしたばかりで試行錯誤ですが、親が元気なうちに、何年かかるか分かりませんが、気長にやっていこうと思っています」
 （聞き手：川崎いのちの電話広報部）

成年後見制度
 認知症・精神障害・知的障害により判断力が不十分な方の権利を守るため、本人に代わって契約や手続きを行う人を付ける制度。（具体的には不動産・預金等の財産管理、医療・介護サービスや施設入所等に関する契約締結、遺産分割協議など）法定後見制度は、家庭裁判所が本人の判断力の状態に応じて後見人等を選任する。補助人・保佐人・後見人の3つの類型に分けられるが、後見人になると本人の同意なく法律行為の代理が出来る。

Q 障害者の自治体や一般企業での就職支援状況について教えてください

自治体では身体、知的障害者の公務員雇用が制度化されているが、知的障害者の自治体雇用は少ない。ほとんどのところがチャレンジ雇用といって、障害福祉課の部署に雇用されるが、3年間のチャレンジをさせて、企業に就職が決まれば、また次の人を募集する形をとっている。国は各自治体に法定雇用率（注1）を守るように、経団連も各民間企業に働きかけている。また、民間企業には厚生労働省や経団連などがトライアル雇用（注2）を推進している。このように就労のチャンスが与えられることや、平成17年にジョブコーチ（注3）の制度ができて、ここ何年かで状況はだんだん変わってきている。昔は身体障害者の支援が主だったが、知的障害者、精神障害者にもようやく始まったので、法の整備は徐々

にできつつあると思う。ただ精神障害者への理解はまだまだで、雇用率が低いのが現状だ。職場での適切な配置や時間を短くするなど働き方を工夫すれば、もっと多様に働けるのではないか。障害をもっていても働く権利はあるし、納税者になりたいと思っている。でも大事なのは障害者の権利だけではなくて、周囲の共感（理解）。社会や職場に権利と共感があって、初めて幸せに働くことができると思う。

（注1）民間企業、国、地方公共団体は障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならない。
 （注2）職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を本採用前に試行的に短期雇用（通常3カ月）する制度。奨励金が雇用主に支給される。
 （注3）障害者が一般の職場で働くことを実現するため、障害者と企業の双方を支援する就労支援の専門家。